

令和 年 月 日

使用人等名簿

事務所の名称	
--------	--

 使用人なし

1 事務所登録地以外の使用人等の従事場所に関する情報

設置の有無	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有
-------	---

2 使用人等に関する情報（ 別紙のとおり）

・「雇用形態」欄

1：社員税理士、2：所属税理士、3：一般職員、4：パート、5：専従者のうち、該当番号を記載願います。

・「従事場所」欄

1：事務所登録地、2：登録地以外（自宅含む）、3：併用のうち、該当番号に○を付してください。

氏名	住所	生年月日	採用年	雇用形態	従事場所
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3
		昭・平 ・	昭・平・令 年		1・2・3

- (注) 1 4月1日現在の状況を記載してください。
 2 □の箇所は、該当の□にレ点を付してください。
 3 A4規格かつ当様式の全項目を満たす場合は、任意の書式を添付しても構いません。その場合は、「別紙のとおり」の□にレ点を付してください。

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

別添 3

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 へ

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできる
よう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号
		(ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録 5 その他
3 重複入力

入	力	訂	正	入	力	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違 F 住所相違
B 印鑑不鮮明 G 支店名相違
C 口座番号相違 H その他
D 口座該当なし
E 名義人相違

(備考)

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印

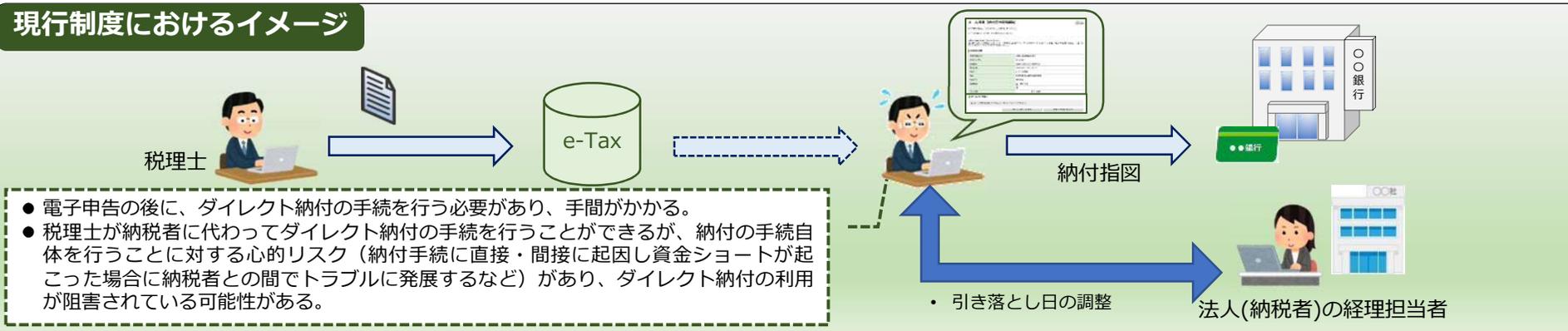
(口座識別番号)

(認証番号)

ダイレクト納付の概要

- ◆ **ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）**は、あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告等した後、簡単な操作で、**即時又は期日を指定して**預貯金口座からの口座引落しにより納付できる制度。

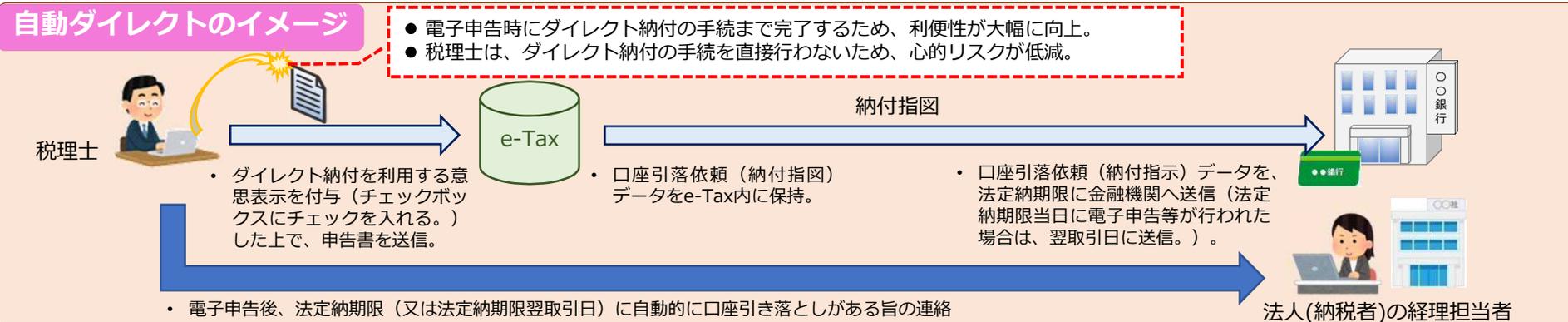
現行制度におけるイメージ



自動ダイレクトの概要（機能追加）

- ◆ 電子申告（期限内申告に限る。）と併せてダイレクト納付を行う旨の意思表示を行うことで、**各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落し**を実施する。当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌取引日に自動的に口座引き落としを行うこととするとともに、その納付（税額が1億円以下(注)の場合に限る。）については期限内の収納として取り扱う。
 (注) 令和6年4月1日～令和8年3月31日は1,000万円。令和8年4月1日～令和10年3月31日は3,000万円。

自動ダイレクトのイメージ





令和6年4月から

源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

自動ダイレクト

が始まります!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。[👉](#)
 2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

受付システムへの送信

以下の手続きを受付システムへ送信します。

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは^①

私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234
引落日	令和6年5月10日
納付金額	1,000円
引落口座	国税銀行 普通預金 1234567890123

フォルダ選択	受信通知の格納先フォルダ	フォルダ選択
	未選択(共通フォルダ)	フォルダ選択

戻る 保存 添付書類 送信

①チェックボックスにチェック！

②送信をクリック！



自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落を行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。（口座引落しができなかった場合、延滞税等がかかる可能性があります）

※ 振替納税を利用されている方へ
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

はい いいえ

③確認してクリック！

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

4 送信まで終わったら

● 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。

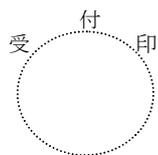
● 納付日に自動引落し
法定納期限当日（又は翌取引日※）に、自動で口座から引き落とされます（操作は不要）。
※法定納期限当日に申告した場合

● 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。

■自動ダイレクト対象申告手続

項番	手続名称	自動ダイレクト 対象/対象外
1	普通法人の確定申告(青色)	対象
2	普通法人の確定申告(白色)	
3	内国法人の確定申告(青色)	
4	内国法人の確定申告(白色)	
5	公益法人の確定申告(青色)	
6	公益法人の確定申告(白色)	
7	特定医療法人の確定申告	
8	予定申告	
9	外国法人の確定申告(青色)	
10	外国法人の確定申告(白色)	
11	外国法人の予定申告	
12	退職年金等積立金に係る申告	
13	通算法人の確定申告	
14	通算法人の予定申告	
15	連結予定申告	
16	所得税申告	
17	消費税及び地方消費税申告(一般・個人)	
18	消費税及び地方消費税申告(一般・法人)	
19	消費税及び地方消費税申告(簡易課税・個人)	
20	消費税及び地方消費税申告(簡易課税・法人)	
21	消費税及び地方消費税中間申告(個人)	
22	消費税及び地方消費税中間申告(任意)(個人)	
23	消費税及び地方消費税中間申告(法人)	
24	消費税及び地方消費税中間申告(任意)(法人)	
25	酒税納税申告(月分申告用)	
26	酒税納税申告(差額課税用)	
27	印紙税納税申告(書式表示用)	
28	印紙税納税申告(一括納付用)	
29	揮発油税及び地方揮発油税申告(月分申告)	
30	揮発油税及び地方揮発油税申告(用途外消費)	
31	揮発油税及び地方揮発油税申告(月分申告・バイオ)	
32	揮発油税及び地方揮発油税申告(用途外消費・バイオ)	
33	石油ガス税納税申告	
34	報酬・料金等の所得税徴収高計算書	
35	定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書	
36	配当等の所得税徴収高計算書	
37	非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書	
38	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)	
39	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分)	
40	利子等の所得税徴収高計算書	
41	償還差益の所得税徴収高計算書	
42	上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書	
43	割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書	
44	国際観光旅客税の計算書	
45	贈与税申告(暦年課税)	
46	贈与税申告(相続時精算課税)	
47	相続税申告	
48	納付情報登録依頼	対象外
49	納付情報登録依頼(納付受託者用)	
50	予納申出	
51	印紙税納付計器使用請求	
52	酒税納税申告(特殊な場合の申告用)	
53	清算事業年度予納申告(青色)	
54	清算事業年度予納申告(白色)	
55	残余財産分配等予納及び清算確定申告(青色)	
56	残余財産分配等予納及び清算確定申告(白色)	

税 申告書 (年分・ 年 月 日相続開始分) に係る



申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (資) **33の2①(資)**

年 月 日
殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話 () -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
	事務所の所在地	電話 () -
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		有 () ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	電話 () -
相続税の場合	被相続人の氏名	
	被相続人の住所	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。		
1 提示を受けた書類等に関する事項		
書類等 (申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。) の名称		左記の書類等以外の書類等
2 自ら作成記入した書類等に関する事項		
書 類 等 の 名 称		作成記入の基礎となった書類等

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

※整理番号	
-------	--

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)			
(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項		備 考

(2 / 4)

※整理番号

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
5 総合所見	
6 その他	

(3 / 4)

※整理番号

*追加記載する事項

A

B

C

D

*追加記載する事項

A

B

C

D

(4 / 4)

申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）の記載要領

- 1 「書面作成に係る税理士」の「事務所の所在地」欄には、この書面を作成した税理士が税理士名簿に登録を受けている事務所の所在地（税理士法人の従たる事務所に所属している場合は当該従たる事務所の所在地）を記載してください。
- 2 「税務代理権限証書の提出」欄には、この書面を添付する申告書の納税者に係る法第30条に規定する書面の提出の有無を○で囲んで表示し、「有」の場合には、法第2条第1項第1号に規定する税務代理の委任を受けた税目を（ ）内に記載してください。
- 3 依頼者が複数人いる場合には、依頼者代表1名の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地を「依頼者」欄に記載し、その他の依頼者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地を「6 その他」欄に記載してください。
- 4 「3 計算し、整理した主な事項」欄の記載要領は、次のとおりです。
 - イ (1)の「区分」欄には、取得財産、債務等を記載してください。
 - ロ (1)の「事項」欄には、「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度等を記載してください。
 - ハ (1)の「備考」欄には、「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項等を記載してください。
 - ニ (2)の「(1)のうち個別的・特徴的な事項」欄には、(1)に記載したもののうち、個別的・特徴的である事項について、その内容を簡記し、その詳細等を「備考」欄に具体的に記載してください。
- 5 「4 相談に応じた事項」欄には、法第2条第1項第3号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を「事項」欄に記載し、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等を、「相談の要旨」欄に記載してください。
- 6 「5 総合所見」欄には、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項の総合的な所見を記載してください。
- 7 「6 その他」欄には、「1 提示を受けた書類等に関する事項」欄から「5 総合所見」欄までの各欄に記載した事項以外の事項で、記載すべき事項（例えば、申告書の作成に関し、計算し、整理した事項以外の事項で個別的・特徴的である事項や、納税者の税に関する認識、申告書作成に当たって留意した事項など）があれば記載してください。
- 8 「*追加記載する事項」の各欄は、「1 提示を受けた書類等に関する事項」ないし「6 その他」の各欄を使用しても、なお記載しきれない場合に使用してください。

（注）1枚で記載しきれない場合は、更に追加して使用してください。

この場合、「A」欄には、「1 提示を受けた書類等に関する事項」ないし「6 その他」の記載し

きれなかった項目名を記載し、「B」欄から「D」欄には、下表のとおり、「A」欄に記載した項目名の区分に応じて、それぞれ右の「B」欄から「D」欄に掲げる項目名及びその内容を記載してください。

「A」欄	「B」欄	「C」欄	「D」欄
1 提示を受けた書類等に関する事項	書類等(申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。)の名称	左記の書類等以外の書類等	
2 自ら作成記入した書類等に関する事項	書類等の名称	作成記入の基礎となった書類等	
3 計算し、整理した主な事項(1)	区分	事項	備考
3 計算し、整理した主な事項(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項	備考	
4 相談に応じた事項	事項	相談の要旨	
5 総合所見		総合所見	
6 その他		その他	

9 「※」印の欄は記入しないでください。

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、税理士法第33条の2の規定に基づく添付書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していた
 だけよう確認すべき事項をまとめたものです。
 次表の「確認事項」欄をご確認の上、「確認」欄にチェックするとともに、その事項に係る該当の有無を「該当の有
 無」欄にチェックしてください。
 法定添付書類は確認書類欄に「●」、提出をお願いしている書類は確認書類欄に「○」を表示しています。
 確認書類欄に「◇」で表示している書類は、添付の必要はございません。

(令和6年4月以降提出用)

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (l)	該当の 有無(l)	添付 (l)	
相続税の納税地	○ 被相続人の死亡時の住所地を納税地として いますか。 ※住所地とは被相続人の「生活の本拠」を いい、住民登録上の住所と一致しない場合 があります。	◇ 被相続人の戸籍の附票の写し（相 続開始の日以後に作成されたも の）（※1） ◇ 老人ホーム等への入所時における 契約書の写し等	<input type="checkbox"/>	—		
相続人等	① 法定相続人に誤りはありませんか。 ② 相続人に未成年者や障害者の方はいま せんか。	● 戸籍の謄本、図形式の法定相続情 報一覧図の写し等（※2） ◇ 特別代理人選任の審判の証明書、 身体障害者手帳等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	
相続財産 の分割	① 遺産分割協議書はありますか。 ② 遺言書はありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印 鑑証明書（※3） ○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書 の写し等（※3）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
相 不 動 産	① 未登記不動産はありませんか。 ② 共有不動産はありませんか。 ③ 先代名義の不動産はありませんか。 ④ 他の市区町村に所在する不動産はあり ませんか。 ⑤ 日本国外に所在する不動産はありませ んか。 ⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権） 及び他人の農地を小作（耕作権）してい るものはありませんか。	◇ 所有不動産が確認できるもの （固定資産評価証明書、登記済権 利証、登記事項証明書、国外財産 調書(控)等） ◇ 土地の賃貸借契約書、小作に付さ れている旨の農業委員会の証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
	統 有 価 証 券	① 名義は異なるが、原資、管理、運用等の 状況から被相続人に帰属するものはあり ませんか（無記名の有価証券も含みま す。）。	◇ 証券、株券、通帳又はその預り証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権 はありませんか。	◇ 評価明細書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		③ 増資等による株式の増加分や端株につい て計上漏れはありませんか。 （端株を有する場合⇒該当「有」）	◇ 配当金支払通知書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		④ 日本国外の有価証券はありませんか。	◇ 証券、株券又はその預り証、国外 財産調書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
	財 産 現 貯 金 等	① 相続開始直前に、被相続人の預金口座等 から出金された現金を確認し、相続開始 日の現金残高を手元現金に含め計上して いますか。（被相続人の預金口座から出 金された現金を相続開始日の手元現金に 含めている場合⇒該当「有」）	◇ 預貯金・貸付信託等の残高証明書 （相続開始日）、預貯金通帳（国 外金融機関の預貯金であればス テートメント）等 ⇒ 相続開始前_____年分確認。 確認した名義、取引金融機関名、 口座番号等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
② 預貯金や現金などの増減について、相続 開始前5年間程度の期間における入出金 の使途等を確認していますか。		<input type="checkbox"/>	—		
③ 名義は異なるが、原資、管理、運用等の 状況から被相続人に帰属するものはあり ませんか。		その他確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
④ 日本国外の預貯金はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。 （既経過利息の計算を行っている預貯金 等を有する場合⇒該当「有」）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(ℓ)	該当の有無(ℓ)	添付(ℓ)
相	事業用・家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無を確認していますか。 （事業用財産や農業用財産を有する場合⇒該当「有」） ② 家庭用財産はありませんか。	◇ 所得税及び復興特別所得税の申告書（控）、所得税青色申告決算書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。 ② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。	◇ 保険証券、支払保険料計算書、生命保険金の支払通知書、所得税及び復興特別所得税の申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	退職手当金等	○ 功労金、弔慰金等で、退職手当金等に該当するものではありませんか。	◇ 退職手当金の支払通知書、法人税申告書（控）、取締役会議事録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	立木	○ 樹種、樹齢等は確認していますか。 （立木を有する場合⇒該当「有」）	◇ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
続 財 産	その他の財産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。	◇ 賃貸借契約書、通帳、配当金支払通知書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。	◇ 金銭消費貸借契約書、法人税申告書（控）、借用証等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		③ 庭園設備、自動車、バイク、船舶等はありませんか。	◇ 現物の確認（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		④ 貴金属、書画及び骨とう品はありませんか。	◇ 種別、作者名、作品題名、サイズ、形状（掛物、額、巻物等の別）、箱の有無等を記載した評価額の分かる書類及び写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑤ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等はありませんか。	◇ 会員証(券)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑥ 特許権、著作権、営業権等はありませんか。	○ 評価明細書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑦ 所得税及び復興特別所得税の申告や準確定申告の還付金の有無は確認していますか。 （還付金を有する場合⇒該当「有」）	◇ 所得税及び復興特別所得税の申告書（控）、通帳等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑧ 損害保険契約に関する権利はありませんか。	◇ 保険証券、所得税及び復興特別所得税の申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑨ 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありますか。	◇ 管理残高の分かるもの、結婚・子育て資金非課税申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑩ 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありますか。	◇ 管理残高の分かるもの、教育資金非課税申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
相続時精算課税適用財産	① 被相続人の相続人や孫の方が、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）はありませんか。 ② 相続時精算課税適用財産を相続税の課税価格に加算していますか。	◇ （被相続人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税制度の適用を受けていた場合）相続時精算課税適用財産の明細、贈与税の申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
生前贈与財産の相続財産の加算	① 相続や遺贈によって財産を取得した方が、被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産はありませんか（贈与税の基礎控除以下のものを含みません。）。 ② 被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産を相続税の課税価格に加算していますか。	◇ 相続開始前3年間の預貯金及び有価証券の取引明細等（家族分も含みます。）、贈与契約書、贈与税の申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(ℓ)	該当の有無(ℓ)	添付(ℓ)
債務・葬式費用		① 借入金等はありませんか（連帯債務を含む。）。	◇ 借用書、請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書、領収書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		② 未納の所得税、固定資産税等の税金や電気料金等の公共料金はありますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		③ 預り保証金（敷金）等の計上漏れはありませんか。（預り保証金等を有する場合⇒該当「有」）	◇ 賃貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		④ 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要のなくなった金額を債務として控除していませんか。	◇ 住宅ローンの設定契約書等	<input type="checkbox"/>	—	
		⑤ 相続放棄した相続人（包括受遺者を除く。）が引き継いだ債務を債務控除していませんか。	◇ 相続放棄申述受理通知書等	<input type="checkbox"/>	—	
		⑥ 法会や香典返しに要した費用、墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	◇ 領収書等	<input type="checkbox"/>	—	
評価	共通項目	① 土地の評価に当たっては、現地確認を行い利用状況を確認した上で、実際の面積によって計算していますか。	○ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書、実測図等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		② 評価単位の判定は適切ですか。	◇ 土地の利用状況が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	—	
		③ 正面路線の判定は適切ですか。	◇ 路線価図等	<input type="checkbox"/>	—	
		④ 画地調整率の適用に誤りはありませんか。		<input type="checkbox"/>	—	
		⑤ 地区区分の判定は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	—	
		⑥ 正面路線以外の路線が宅地の一部に接している場合、側方及び二方路線影響加算額を調整の上、加算していますか。（2以上の路線に接している場合⇒該当「有」）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑦ 不整形地について、想定整形地はその面積が最小となるよう適正に設定していますか。	○ 実測図等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
不動産	個別項目	⑧ 国外不動産の評価は適切ですか。（国外不動産を有する場合⇒該当「有」）	◇ 不動産会社の査定書、不動産鑑定士の鑑定書、意見書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑨ 土地（特に山林）に縄伸びはありませんか。	◇ 実測図、森林施業図等	<input type="checkbox"/>	—	
		⑩ 地積規模の大きな宅地の評価の適用について、要件の確認をしていますか。（地積規模の大きな宅地の評価を適用する場合⇒該当「有」）	◇ 路線価図、住宅地図、都市計画図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑪ 借地権がある土地について、借地権の計上漏れはありませんか（建物のみの計上や、借地権者の地位に変更がない旨の申出書を提出しているもの。）。（借地権がある土地を有する場合⇒該当「有」）	◇ 登記事項証明書、土地賃貸借契約書、借地権者の地位に変更がない旨の申出書（控）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑫ 居住建物に配偶者居住権が設定された場合、配偶者居住権及びその敷地利用権の計上漏れはありませんか。	◇ 登記事項証明書、遺言書、遺産分割協議書又は家庭裁判所の審判書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑬ 同族法人等に対して貸し付けている土地等のうち、無償返還に関する届出書を提出している土地等がある場合、適切な割合を控除していますか。（無償返還に関する届出書を提出している土地等を有する場合⇒該当「有」）	◇ 土地の無償返還に関する届出書（控）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑭ 貸家の中に、空家となっているもの（一時的に空家となっているものを除きます。）はありませんか。（貸家を有する場合⇒該当「有」）	◇ 不動産賃貸借契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
価目		⑮ 貸家建付地として評価している場合、対応する建物（貸家）を計上していますか。（貸家建付地を有する場合⇒該当「有」）	◇ 固定資産評価証明書、不動産賃貸借契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(し)	該当の有無(し)	添付(し)
評価	不動産 個別項目	⑯ 貸宅地は地上権又は借地借家法に規定する借地権の目的物ですか（使用貸借の場合には自用地評価となります。）。（貸宅地を有する場合⇒該当「有」）	◇ 土地の賃貸借契約書、登記事項証明書、住宅地図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑰ 倍率地域の宅地比準の計算において、近傍宅地の1㎡当たりの固定資産税評価額を基に評価していますか。	◇ 固定資産評価証明書	<input type="checkbox"/>	-	
		⑱ 市街地周辺農地について、20%の評価減をしていますか。（市街地周辺農地を有する場合⇒該当「有」）	○ 市街地農地等の評価明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
評価	非上場株式	① 評価方式の判定は適切ですか。（非上場株式を保有する場合⇒該当「有」）	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 特定の評価会社の判定は適切ですか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書等 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		③ 比準要素数0の会社であるにもかかわらず、類似業種比準方式により評価していませんか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書等 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		④ 相続開始日における仮決算の内容を基に評価している場合、当該仮決算に基づき法人税の申告書を作成するなどして法人税額を算定していますか。（仮決算に基づき評価している場合⇒該当「有」）	○ 仮決算に基づく法人税の申告書、決算書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑤ 類似業種比準方式は直前期末の比準数値で評価していますか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書等 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		⑥ 類似業種比準方式の比準割合の算式の分母は3となっていますか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書等 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		⑦ 類似業種の業種目の判定は適正ですか（複数の業種目に係る取引金額がある場合、直前期の取引金額の内訳を確認していますか。）。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書等 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		⑧ 類似業種の株価等は、相続開始年分の「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価」で確認していますか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書等 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		⑨ 医療法人の出資の評価において、類似業種比準価額の算式は適切ですか。（医療法人への出資がある場合⇒該当「有」）	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑩ 資産・負債の相続税評価額への評価替えに誤りはありませんか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書等 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		⑪ 法人が課税時期前3年以内に取得した土地建物等について、課税時期の通常取引価額に相当する金額で評価していますか。（法人が3年以内に土地建物等を取得している場合⇒該当「有」）	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書等 ◇ 法人税申告書（控）、決算書等 その他確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑫ 繰延資産のうち財産的価値のないものを資産計上していませんか。	○ 繰延資産の評価明細書等 ◇ 繰延資産の発生に関する届出書（控）等	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		⑬ 法人の生命保険金請求権を資産計上していますか。また、保険差益（欠損金の額は控除します。）に課せられる法人税等相当額を負債計上していますか。（法人が生命保険金請求権や保険差益を有する場合⇒該当「有」）	○ 生命保険金請求権の発生に関する届出書（控）等 ◇ 生命保険金請求権の発生に関する届出書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑭ 準備金、引当金を負債計上していませんか。	○ 準備金、引当金の発生に関する届出書（控）等	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		⑮ 死亡退職金や未納公租公課を負債計上していますか。	○ 死亡退職金や未納公租公課の発生に関する届出書（控）等	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
		⑯ 法人資産として計上されていない借地権はありませんか。（法人が借地権を有する場合⇒該当「有」）	◇ 土地の賃貸借契約書、土地の無償返還に関する届出書（控）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑰ 国外非上場株式の評価は適切ですか。（法人が国外非上場株式を有する場合⇒該当「有」）	◇ 株式時価評価書等の評価額算定の根拠資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(ℓ)	該当の有無(ℓ)	添付(ℓ)
評	上場株式等	① 上場株式の評価に誤りはありませんか。 (上場株式を有する場合⇒該当「有」)	○ 上場株式の評価明細書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 利付債、割引債を額面で評価していませんか。 (利付債、割引債を有する場合⇒該当「有」)	◇ []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
価	立 木	○ 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限ります。）により取得した場合、15%の評価減をしていますか。（立木を有する場合⇒該当「有」）	○ 山林・森林の立木の評価明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
特	小規模宅地等	① 必要な書類を添付していますか。 (小規模宅地等の特例を適用する場合⇒該当「有」)	● 申告書第11・11の2表の付表1等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 被相続人が老人ホーム等に入所したことにより居住されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	● 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（※1） ● 要介護認定書類等 ● 老人ホーム等への入所時における契約書の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
例	小規模宅地等	③ 同居親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	● 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		④ 非同居親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	● 相続開始前3年以内における取得した者の住所又は居所を明らかにする書類（※4） ● 相続開始前3年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、自己の三親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋以外の家屋であることを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑤ 特定居住用宅地等の上に存する建物が二世帯住宅で、その建物が区分所有建物である場合には、被相続人の居住の用に供されていた部分のみを特例の対象としていますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	● 相続開始の時に自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類 ◇ 登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑥ 特定居住用宅地等は取得者ごとの居住継続、所有継続要件を満たしていますか。 (要件を満たしている場合⇒該当「有」)	● 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑦ 特定同族会社事業用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	● 特例の対象となる法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有する法人の株式（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの ● 法人の定款の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		⑧ 個人の事業用資産についての納税猶予の特例の適用を受けた、又は、受ける相続人がいるにもかかわらず特定事業用宅地等を適用していませんか。	◇ []	<input type="checkbox"/>	-	

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(ℓ)	該当の有無(ℓ)	添付(ℓ)
特	小規模宅地等	⑨ 相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（平成31年4月以後から新たに事業の用に供されたものに限る、また、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が当該宅地の相続時の価額の15%以上である場合を除きます。）に特定事業用宅地等を適用していませんか。	◇ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	<input type="checkbox"/>	—	
		⑩ 貸地（貸駐車場等）について特定事業用宅地等の80%減をしていませんか。	◇ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	<input type="checkbox"/>	—	
		⑪ 限度面積の計算を適正にしていますか。	● 申告書第11・11の2表の付表1	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		⑫ 分割が確定していない宅地について、特例を適用していませんか。（※5）	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
特	特定計画山林	① 必要な書類を添付していますか。（特定計画山林の特例を適用する場合⇒該当「有」）	● 森林経営計画書の写し ○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 調整限度額の計算を適正にしていますか。	● 申告書第11・11の2表の付表2等	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
		③ 分割が確定していない特定計画山林について、特例を適用していませんか。（※5）	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
特	配偶者の税額軽減	○ 分割が確定していない財産について、特例を適用していませんか。（※5）	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
特	農地等についての相続税の納税猶予	① 必要な書類を添付していますか。（農地等納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」）	● 農業委員会の適格者証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 期限内申告ですか。		<input type="checkbox"/>	—	
		③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		④ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。（営んでいた場合⇒該当「有」）	◇ []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑤ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていませんか。（受けている場合⇒該当「有」）	◇ 贈与税の申告書（控）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑥ 特例適用者は相続人であり、かつ速やかに農業経営を開始していますか。（相続人で農業経営を開始している場合⇒該当「有」）	◇ []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		⑦ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等（都市営農農地等を除きます。）に特例を適用していませんか。	◇ []	<input type="checkbox"/>	—	
		⑧ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。（担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	● 担保目録、担保提供書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
特	非上場株式会社等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	① 必要な書類を添付していますか。（非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」）	● 会社の定款の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		② 期限内申告ですか。		<input type="checkbox"/>	—	
		③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		④ 都道府県知事の認定書及び確認書はありますか。	● 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第7項の申請書の写し ● 同規則第17条第5項の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(有無)	該当の有無(有無)	添付(有無)			
特	非上場株式等 についての相続税の納税猶予（特例措置） （※6）	⑤ 「特例承継計画」（会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載したもの）を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、令和8年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けましたか。	◇ 承継計画等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
		⑥ 特例適用者が取得した非上場株式等は、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの特例の適用に係る相続又は遺贈による取得、又は、その取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
例	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（特例措置） （※6）	⑦ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	● 担保目録、担保提供書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>			
		① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予を適用する場合⇒該当「有」）	● 会社の定款の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>			
税	額	計	算	等	② 贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける受贈者に係る贈与者の死亡ですか。 （上記に該当する場合⇒該当「有」）	◇ 贈与税の申告書（控）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
					③ 期限内申告ですか。		<input type="checkbox"/>	-	
税	額	計	算	等	④ 都道府県知事の確認書はありますか。	● 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の都道府県知事の確認書の写し及び同条2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
					⑤ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	● 担保目録、担保提供書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
税	額	計	算	等	① 養子が2人以上いる場合、法定相続人の数に含める養子の数に誤りはありませんか（実子がいる場合には1人、実子がない場合には2人となります。）。	● 戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等（※2）	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
					② 法定相続分の計算に誤りはありませんか（特に相続人に代襲相続人がいる場合。）。	◇ 過去の相続税申告書（控）等	<input type="checkbox"/>	-	
税	額	計	算	等	③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫（いわゆる孫養子を含み、代襲相続人を除きます。）や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。 （上記相続人がいる場合⇒該当「有」）	その他確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
					④ 相続人が未成年者である場合に、過去に未成年者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 （過去に適用している場合⇒該当「有」）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
税	額	計	算	等	⑤ 相続人が障害者である場合に、過去に障害者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 （過去に適用している場合⇒該当「有」）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
					⑥ 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。		<input type="checkbox"/>	-	

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (有)無(無)	該当の 有無(有)無(無)	添付 (有)無(無)
そ の 他	① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 (土地等の譲渡代金がある場合 ⇒該当「有」)	◇ []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	② 前回以前の相続において被相続人が取得した財産のうち、今回の相続財産に計上すべきものの有無を確認していますか。 (前回以前の相続において取得した場合 ⇒該当「有」)	◇ 前回相続の遺産分割協議書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③ 多額の債務がある場合、その借り入れによって取得した財産は、相続財産に反映されていますか。 (多額の債務及び借入金がある場合 ⇒該当「有」)	◇ 金銭消費貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④ 相続税の延納、物納をされる場合には、申請書等及び関係書類を相続税の申告書とともに申告期限（納期限）内に提出していますか。 (延納・物納をする場合⇒該当「有」)	◇ []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤ 非課税財産（墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの）を相続財産に計上していませんか（ただし、商品、骨とう品又は投資目的で所有するものを除く。）。	◇ []	<input type="checkbox"/>	-	

- (※1) 「戸籍の附票の写し」とは、市区町村長から交付を受けた戸籍の附票に記載された事項を証明した書類（原本）のことであり、当該書類を複写（コピー）したものではありません。
- (※2) 次に掲げるいずれかの書類（複写したものを含みます。）の提出が必要です。
- ① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
 - ② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」（子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。）
- なお、被相続人に養子がいる場合、その養子の戸籍の謄本又は抄本（複写したものを含みます。）も提出が必要です。
- (※3) 配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例、農地等についての相続税の納税猶予の特例、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例、山林についての相続税の納税猶予の特例、医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例、特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例、特定計画山林の特例、特定の美術品についての相続税の納税猶予の特例、個人の事業用資産についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受ける場合には、遺産分割協議書の写し、遺産分割協議書に押印した相続人全員の印鑑証明書の原本又は遺言書の写しの提出が必要です。
- (※4) 特例の適用を受ける者がマイナンバー（個人番号）を有している場合は提出する必要はありません。
- (※5) 申告書の提出期限までに分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、配偶者に対する相続税額の軽減の特例、小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例を受けようとするときは、「申告期限後3年以内の分割見込書」の提出が必要です。
- (※6) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（特例措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類の確認は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（特例措置）」等を使用してください。
- なお、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（一般措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（一般措置）」等を確認してください。

被相続人氏名

相続人代表

住 所

氏 名

日中連絡が
とれる電話番号 ()

関 与 税 理 士	所在地	
	氏名	電話 ()

相続税申告に係る

書面添付制度の更なる普及・定着のために・・・

『税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕』を活用した添付書面の作成を！

相続税申告に係る添付書面の作成に当たっては、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」(以下「チェックシート」といいます。)の活用をお願いします。チェックシートを活用して作成された添付書面を基に意見聴取を行い、積極的に疑問点を解明していくこととしています。

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、国税庁ホームページの関東信越国税局サイトにおける「新着情報一覧(税に関する情報)」に掲載されています。

① 添付書類にありませんか。 ② 添付書類がありますか。 ③ 未着納不納税はありませんか。 ④ 共有不納税はありませんか。 ⑤ 先代名義の不動産はありませんか。	① 相続税申告書及び相続人の住所氏名(住所)の記載(住所)。 ② 家庭裁判所の検察を受けた遺言書の検定(検定)。 ③ 所有権移転登記簿謄本等の提出(提出)。 ④ 相続税申告書の提出(提出)。 ⑤ 相続税申告書の提出(提出)。
--	--

- 具体的には・・・
- ① 相続税の申告書を作成する際にチェックシートを活用して添付書面を作成し、
 - ② 添付書面の「その他」欄にチェックシートを活用した旨を記載した上で、
 - ③ 申告書とともに、添付書面及びチェックシートを提出します。

相続税 申告書(年分、○年○月○日相続開始)に係る
申告書の作成に関する計算事項等記載書面(資) 33の2の(資)

年 月 日 添付書面番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所の所在地 電話()
書面作成に 係る税理士	氏 名 事務所の所在地 電話()
税務代理権 限証書の提出	税理士会 支部 登録番号 第 号 有() 無()
依頼者	氏名又は名称 住所又は事務所 の所在地 電話()
相続人の場合	被相続人の氏名 被相続人の住所

6 その他

○ 申告書の作成に当たっては、別添のチェックシートを活用し、各項目の確認を行い検討した。

(3/4)

○ 意見聴取では・・・

納税者に税務調査の日時等を通知するときは、あらかじめ意見聴取を行います。意見聴取では、添付書面の記載事項に加え、チェックシートの各項目についても幅広く意見をお聴きします。

○ 意見聴取の結果・・・

チェックシートを活用して作成した添付書面に基づいて意見聴取を行った結果、疑問点等が解明されて調査に移行しないケースの増加が期待できます。

⚠ 「その他」欄に記載を！

チェックシートを活用した旨の記載をお願いします。

書面添付制度の普及・定着に向けた当局の取組に、ご理解とご協力をお願いします！
また、相続税申告は、e-Taxをご利用ください。

関東信越国税局・税務署

法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」
に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」



Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

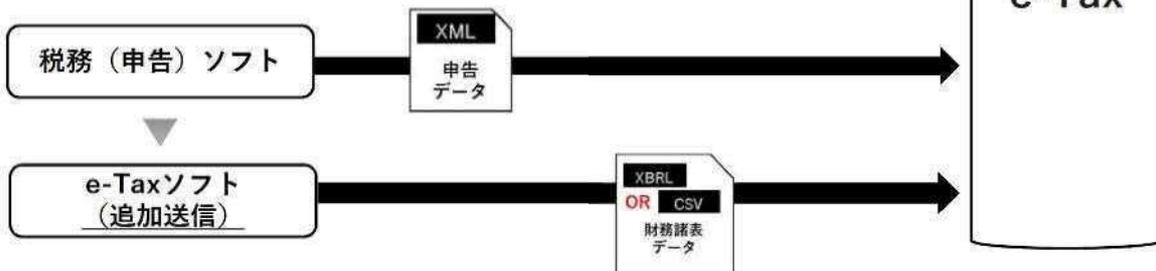


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



○ メッセージボックス格納メッセージ

件名	法人税の電子申告は「ALL e-Tax」でお願いします！
本文	<p>(このメッセージは、令和5年に法人税確定申告書を e-Tax で提出した法人のうち、財務諸表データを書面やイメージデータ (PDF 形式) により提出した法人の皆様へ一律に配信しております。)</p> <p>国税庁では、納税者の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、e-Tax の利用拡大、添付書類の電子化 (財務諸表や勘定科目内訳書等の e-Tax 送信) を推進しています。</p> <p>令和4年度、e-Tax で提出された法人税確定申告書のうち、主要な別表や財務諸表など申告に添付すべきものとされている書類を e-Tax で送信した割合は 74.1% となり、すでに4社に3社が「ALL e-Tax」です。</p> <p>法人税確定申告書を e-Tax で提出されている方については、財務諸表等も会計ソフトで作成されている場合が多いと想定されます。会計ソフトで作成された財務諸表データも含め、全ての添付書類を e-Tax で送信することにより、ペーパーレス化 (書類の保管不要)、コスト削減 (人件費、郵送料、印刷代などの削減)、業務の効率化 (データ化による効率化) といったメリットがあります。</p> <p>e-Tax ホームページには、財務諸表データを e-Tax 送信するまでの流れなど、参考となる情報を掲載していますので、是非ご覧いただき、次の法人税確定申告書の e-Tax 送信の参考にしてください。</p> <p>また、参考となる情報のほかに、納税者や税理士の皆様の更なる利便性向上と税務行政の効率化を目的とした会計ソフトに関するアンケートを実施しておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、国税庁が提供する e-Tax ソフトに関する詳細な情報については、e-Tax ホームページをご覧ください。</p> <p>また、e-Tax ソフト以外の会計ソフト・申告ソフトの操作に関するお問い合わせは、各ソフトメーカーをお願いします。</p>
URL	https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics_all_etax.htm
URL名称	法人税の電子申告は4社に3社が ALL e-Tax です！

年末調整計算シート(令和6年用)

(フリガナ) 氏名		備考	
--------------	--	----	--

扶養控除等 の控除額	区分	人数(人)	控除額(円)	区分	人数(人)	控除額(円)
	控除対象扶養親族の人数	Ⓐ		同居特別障害者以外の特別障害者の人数	Ⓕ	
	特定扶養親族の人数	Ⓑ		同居特別障害者の人数	Ⓖ	
	同居老親等の人数	Ⓒ		寡婦の該当 ひとり親の該当 いずれか	Ⓗ	
	同居老親等以外の老人扶養親族の人数	Ⓓ			Ⓘ	
	一般の障害者の人数	Ⓔ		勤労学生の該当	Ⓙ	

区分	金額(円)	税額(円)
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
計	⑦ 0	⑧ 0
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 0	所得金額調整控除の適用の有無 【 】
所得金額調整控除額	⑩ 0	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 0	
給与等からの控除分	⑫	
社会保険料等控除額		配偶者の合計所得金額 (円)
申告による社会保険料の控除分	⑬	旧長期損害保険料支払額 (円)
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	
生命保険料の控除額	⑮	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)
地震保険料の控除額	⑯	
配偶者(特別)控除額	⑰	⑬のうち国民年金保険料等の金額 (円)
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 0	
基礎控除額	⑲	
所得控除額の合計額	⑳ 0	
差引課税給与所得金額及び算出所得税額	㉑ 0	㉒ 0
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉓
年調所得税額		㉔ 0
年調減税額		㉔-2
年調減税額控除後の年調所得税額		㉔-3 0
控除外額		㉔-4 0
年調年税額(「㉔-3」×102.1%)		㉕ 0
差引超過額又は不足額		㉖ 0
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘
	差引還付する税額	㉙
	同上的うち 本年中に還付する金額	㉚
	翌年において還付する金額	㉛
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉜
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉝

承認酒類製造者が租税特別措置法第87条の適用を受ける場合の酒税納税申告書の記載方法について

令和6年3月
税務署

令和5年度税制改正において租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）が改正され、経営基盤の強化に資する施策を計画し実施する、意欲的な酒類製造者に対する新たな酒税の税率の特例措置が創設されました。

新たな酒税の税率の特例措置は、令和6年4月移出分の酒税納税申告から適用されます。改正後の措置法第87条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合には、酒税納税申告書の記載方法が変わりますのでご注意ください。

なお、適用するための手続等については、国税庁ホームページ「租税特別措置法第87条関係について」をご覧ください（「ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／租税特別措置法第87条関係について」<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sozei/index.htm>）。

※ 「承認酒類製造者」の承認を受けていない方や令和6年3月末までに届出書を提出して旧制度による計算方式を適用することとした方は、令和6年3月以前と酒税納税申告書の作成方法に変更はありませんので、「酒税納税申告書の記載要領」等を参照してください。

1. 変更点

(1) 税額算出表

税額算出表では軽減後税額や控除税額を記載せずに、別途、新様式「軽減税額算出表」において、最終的な納付税額を計算することとなりました。そのため、「⑦軽減後税額」、「控除数量」及び「⑧控除税額」欄には金額を記載せず、「⑨算出税額」欄には「⑥税額」欄をそのまま転記します。

(2) 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書

戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書では軽減後税額を記載せずに、別途、新様式「軽減税額算出表」において、軽減後税額を計算することとなりました。そのため、「軽減後税額」欄には金額を記載しません。

(3) 軽減税額算出表【新様式】

新たに作成が必要となりました。

(4) 酒税納税申告書

「算出税額①」欄は、新様式「軽減税額算出表」の「申告対象製造場 合計酒税額⑭」欄から転記することとなりました。

2. 具体的な記載方法

(1) 税額算出表

CC1-5205-2
令和 年 月 日分
令和 年 月 日分
税 額 算 出 表

(本表の2)

製造場名	⑦軽減後税額		控除数量	⑨算出税額	備 考
①	②	③	④	⑤	
⑥税額	⑦軽減後税額		⑧控除数量	⑨算出税額	
⑩税額	⑪軽減後税額		⑫控除数量	⑬算出税額	
1					

記載不要

⑥税額欄から転記

(2) 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書

CC1-5205-4

令和 年 月 分
令和 年 月 日 分

戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書

記載不要

順序	区分	酒類コード	酒類の品目別	アルコール 分別	数量	税率	税額	軽減後税額	備考	要
1										

(3) 軽減税額算出表

年 月 分
年 月 日 分

軽減税額算出表

整理番号
製造場名

軽減税額の計算を行う

		全製造場の本則税額(円) ①	申告対象製造場	
			本則税額(円) ②	軽減税額(円) ③
前月までの当年度酒税累計額	①			
当月の当年度酒税累計額の計算	軽減対象酒類の移出に係る税額	②		
	0円～5,000万円以下	③		
	5,000万円超～8,000万円以下	④		
	8,000万円超～1億円以下	⑤		
	1億円超(本則税額と軽減後税額は同額)	⑥		
控除税額計算前の当年度酒税累計額 (①+②)	⑦			
戻入れ酒類の控除税額の合計	⑧			
差引酒税額 (②-⑧)	⑨			
当年度酒税累計額 (①+⑨)	⑩			

軽減割合の区分

申告対象製造場 軽減対象外酒類の移出に係る税額	⑪	
申告対象製造場 移入酒類の再移出等控除税額の合計	⑫	
申告対象製造場 被災酒類に対する酒税の控除税額の合計	⑬	
申告対象製造場 合計酒税額 (⑨C+⑪-⑫-⑬)	⑭	

※酒税納税申告書の①へ記載

前年度課税移出数量が最も多い品目の数量に応じて、次の区分のA～Dのいずれかを記載する。
A(400kl以下)、B(400kl超1,000kl以下)、C(1,000kl超1,300kl以下)、D(1,300kl超)

(4) 納税申告書

CC1-5205-1

令和 年 月 分
令和 年 月 日 分

酒税納税申告書

軽減税額算出表の計算結果を転記する

令和 年 月 日	(製造場の所在地及び名称) 〒	電話番号	申告区分	調査区分
申告者 税務署長殿	(住所) 〒		申告年月日	
	(氏名又は名称及び代表者氏名)		調査年月日	
			審査者印	

下記のとおり酒税の納税申告書()を提出します。

納付すべき税額等の計算	区分	この申告書による税額		修正申告の場合の修正申告前の確定額	差引納付税額 (④-⑥+⑤-③)		
	算出税額	①	円				
	端数切捨額	②	円				
	還付を受ける金額	③	円			⑤	円
	納付すべき税額	④	円			⑥	円